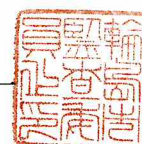


輪島市監査公表第11号

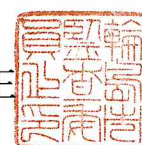
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月21日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月30日（水） 土木課・地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 昨年度から小型除雪機械購入費に対する補助を行っており、8件の交付がされている。山間地等の早期除雪には有効と考えられることから、住民による生活道路の確保のためにも小型除雪機械の普及促進に努めていただきたい。

- 消雪装置の稼働については、降雪や気温などの気象状況及び道路状況を考慮した適切な運用を行い、歩行者や車両の通行に支障をきたさないよう努めていただきたい。

- 受注者の支払請求遅延による、竣工した工事費の未払いが多数存在する。受注者に対し負担を負わせることになっていることから、請求書の提出を求め、適時適正な事務処理を行っていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。